

町民体育館の利用制限について（緩和）

町民体育館の利用制限について、下記のとおり制限が緩和されます。

引き続き、ご利用の皆様にはご不便をおかけして申し訳ございませんが、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

1. 期 間 令和4年4月11日（月）～ 当面の間
2. 緩和内容 年齢制限がなくなりました（個人・団体利用ともに）
3. その他 下記の利用制限については継続されます

個人利用の場合 町内在住者、在勤・在学者のみの利用

団体利用の場合 町内活動拠点団体（利用申請者・代表者が町内在住者）のみの利用

※詳細や不明な点につきましては、町民体育館にお問い合わせください

河 北 町 民 体 育 館